

建設リサイクル法の実施に関する石川県指針

平成 14 年 5 月

石 川 県

(目 次)

指針の位置づけ	1
特定建設資材に係る分別解体等及び再資源化等の基本的な方向	1
1 基本理念	1
2 建設資材に係る廃棄物対策の考え方	1
3 対象とする建設資材 (特定建設資材)	2
4 関係者の役割	2
5 分別解体等の基本的な方向	3
6 再資源化等の基本的な方向	3
7 建設工事の規模に関する基準	4
8 距離に関する基準	4
建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策	4
1 排出の抑制の必要性	4
2 関係者の役割	4
特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	5
1 再資源化等の目標	5
2 再資源化等の方策	6
特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の 利用の促進のための方策	7
1 利用についての考え方	7
2 関係者の役割	7
3 公共事業での率先利用	8
分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物 の利用の意義に関する知識の普及	8
1 県民へのる普及・啓発方策	8
2 発注者等に対する普及・啓発方策	8
その他分別解体等及び再資源化等の促進等に関する重要事項	8
1 費用の適切な負担	8
2 有害物質等の発生の抑制等	9

指針の位置づけ

石川県においては、近年の経済社会の発展により私たちの生活水準の向上がもたらされた一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会は、環境に大きな負荷を与えている。

特に、生活様式の多様化及び高度化による住宅・社会資本の整備及び更新等に伴い、建設資材廃棄物の排出量が増大している。本県の産業廃棄物の排出量は平成11年度で年間約307万トンで、このうち建設業から排出される量は約115万トンと産業廃棄物の約4割と高い割合を占めている。

その一方で、廃棄物の処理施設の確保はこれまでも増して困難なものとなってきており、最終処分場がひっ迫しつつあるほか、建設資材廃棄物の不法投棄が多く見られるなど、建設資材廃棄物の処理をめぐる問題が深刻となっている。

このような状況の中で、本県における生活環境の保全と健全な経済発展を長期的に確保するためには、関係者の適切な役割分担の下で、再生資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図っていくことが重要である。

本指針は、このような認識の下に、県内で施工される対象建設工事に係る特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するため、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第4条に基づき、また、国の基本方針に即して、本県の実情に応じた基本的な方向に係る事項や本県の考え方等の必要な事項を定めたものである。

特定建設資材に係る分別解体等及び再資源化等の基本的な方向

1 基本理念

資源の有効な利用の確保や廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発・製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出を抑制すること、建設工事に使用された建設資材を再使用すること、建設資材廃棄物の再資源化等を促進すること、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物（以下「再生資材」という。）の使用を促進すること、という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。

このため、建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために、本県の建設工事の実態や建設業の産業特性並びに地域の特性を踏まえつつ、関係者が適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ、適切な措置を一体的に講ずることが必要である。

2 建設資材に係る廃棄物対策の考え方

建設資材に係る廃棄物対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法における基本的な考え方を原則とし、次に定めるところによるものとする。

- (1) 建設資材廃棄物の発生抑制に努めなければならない。
- (2) 建設資材廃棄物の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用を行わなければならない。
- (3) 建設資材廃棄物の全部又は一部のうち、(2)による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行わなければならない。

- (4) 建設資材廃棄物の全部又は一部のうち、再使用及び再生利用がされないものであって、熱回収の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収(サーマル・リサイクル)を行わなければならない。
- (5) 上記いずれの措置も行われぬものについては、適正に最終処分するものとする。なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づいた適正な処理を行わなければならない。

3 対象とする建設資材(特定建設資材)

再資源化が資源の有効利用及び廃棄物の減量に大きく寄与するものや再資源化技術が確立・普及しており、再資源化を義務付けることが過度の経済負担とならないものを考慮して、国の政令と同様に次のとおりとする。

コンクリート
コンクリート及び鉄からなる建設資材
木材
アスファルト・コンクリート

4 関係者の役割

関係者は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進するため、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に取り組む必要がある。

(1) 建設資材の製造者

建設資材の製造者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等や分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(2) 建築物等の設計者

建築物等の設計者は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。

なお、建設資材の選択に当たっては、建設資材廃棄物の再資源化が困難となる有害物質等を含む建設資材等を選択しないよう努める必要がある。

(3) 発注者

発注者は、自らの責務として、建設工事の分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を適正に負担するとともに、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

また、対象建設工事の発注者は、工事の事前届出(国の機関又は地方公共団体は通知)、工事の請負契約に係る書面に分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用等を明記する等、法に規定された義務を適切に実施しなければならない。

(4) 自主施工者

自主施工者は、対象建設工事の事前届出や建設資材の分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を実施する等、法に規定された義務を適切に実施しなければならない。

(5) 元請業者

元請業者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

また、対象建設工事の元請業者は、発注者に対し工事の着手時期や分別解体等の計画等について書面を交付して説明、工事の請負契約に係る書面に分別解体の方法や解体工事及び再資源化等に要する費用等を明記 工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときの発注者への書面による報告等、法に規定された義務を適切に実施しなければならない。

(6) 建設工事の施工者

建設工事の施工者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(7) 建設資材廃棄物の処理者

建設資材廃棄物の処理者は、排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者（以下「建設資材廃棄物の処理者」という。）は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

(8) 県

県は、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、情報提供、普及啓発に努めることとする。

(9) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

5 分別解体等の基本的な方向

(1) 特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が国の技術基準に従って実施される必要がある。

この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術及び建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じた適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

(2) 建築物の解体工事については、必要な資格を有するとともに最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上等を図る必要がある。

6 再資源化等の基本的な方向

特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材の分別解体等を適切に実施し、再使用ができるものについては、再使用を行い、再使用ができないものについては、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正にかつ確実に実施する必要がある。

また、建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物

についても、再生資源として利用すること等を促進する必要があり、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

7 建設工事の規模に関する基準

本県における対象建設工事の規模に関する基準については、国が対象建設工事の基準算定の目安とした捕捉率（90%）を上回る捕捉率（93%）を確保できるので、政令と同様に表-1のとおりとする。

表-1 対象建設工事の規模に関する基準

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ²
建築物の新築工事	床面積の合計 500m ²
建築物の修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円
その他工作物に関する工事	請負代金の額 500万円

* 建築物は建築基準法の建築物、その他工作物には土木系、建築系工作物を含む。

8 距離に関する基準

政令第4条で定められた指定建設資材廃棄物である建設発生木材について、再資源化等を行わなければならない距離の基準は、県内の再資源化施設の配置状況を踏まえ、省令と同様に表-2のとおりとする。

表-2 指定建設資材廃棄物及び再資源化

指定建設資材廃棄物	再資源化施設までの距離
建設発生木材	50km

なお、離島等については、極力、再資源化施設への搬入に努めることとするが、これによらない場合は、廃棄物処理法等の関係法令に基づいて適正に処理することとする。

建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策

1 排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用する観点から、最終処分量を減らすとともに、排出を抑制することが特に重要である。

2 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組みを行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に取り組むことが必要である。

(1) 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び

修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

(2) 建設資材の製造者

建設資材の製造者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

(3) 建築物等の設計者

建築物等の設計者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

(4) 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

(5) 建設工事の施工者

建設工事の施工者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

(6) 県

県は、国の施策と相まって、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

なお、建築物や公共施設等の長期的使用に資する対策に積極的に取り組むこととする。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

1 再資源化等の目標

本県における特定建設資材廃棄物の再資源化等率は平成12年度国土交通省センサス調査において、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は共に97%、建設発生木材は、縮減を含め87%である。

一方で最終処分場の確保が困難となってきたことから、すべての関係者が再生資源の有効な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要である。

平成22年度の目標値は、今後、高度経済成長期に建設された建築物の更新等に伴い廃棄物の排出量の増大が推計されるので、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、現在の再資源化等率を後退させることなく、国の目標値95%に対し、現況の97%とし、表-3のとおりとする。

また、建設発生木材については、現況より高めの設定となる国の目標値と同様とする。

表－3 平成22年度における再資源化等率の目標値

特定建設資材廃棄物	本県の目標値	国の目標値
コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	97%	95%
アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	97%	95%
建設発生木材（木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	95%	95%

注1) 再資源化等とは、再資源化及び縮減（焼却）をいう。

注2) 再資源化等率とは、工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。

2 再資源化等の方策

(1) 基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発、再資源化により得られた物の使用等を促進することが重要となる。

(2) 具体的方策等

コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

建設発生木材

建設発生木材については、破碎、選別、不純物除去及びチップ化することにより、木質ボード、マルチング材、堆肥等の原材料として利用することや燃料用として利用すること等を促進するほか、建築材料としてそのまま再利用することについても促進する。

これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進する。

また、再資源化等についての技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備について必要な誘導措置を講ずるよう努める必要がある。

アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材（加熱アスファルト安定処理用材料）、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。

また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

その他

プラスチック製品や石膏ボードなどの特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1 利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 関係者の役割

(1) 建設資材の製造者

建設資材の製造者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

(2) 建築物等の設計者

建築物等の設計者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注者の理解を得るよう努める必要がある。

(3) 発注者

発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

(4) 建設工事の施工者

建設工事の施工者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

(5) 建設資材廃棄物の処理者

建設資材廃棄物の処理者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

(6) 県

県は、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、情報提供、普及啓発並びに品質基準の策定及び規格化の推進に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するよう努めることとする。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 公共事業での率先利用

県が発注する公共事業においては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。略称「グリーン購入法」という。）」及び「石川県リサイクル認定製品推進要綱」の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を国の施策と相まって、率先して利用するものとする。

なお、市町村等が発注する公共事業においても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を国及び県の施策と相まって、利用するよう努める必要がある。

分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

1 県民への普及・啓発方策

環境への負荷の少ない循環型社会の形成のためには、資源のリサイクル、廃棄物の適正な処理について、県民全てがその重要性について認識する必要がある。

産業廃棄物中の建設資材廃棄物が占める割合は高く、特に特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進が必要であり、このためには、広範な県民の協力が必要であることから、県は、環境の保全に資するものとしてのこれらの意義に関する知識について、広く県民への普及及び啓発を図ることとする。

具体的には、パンフレットの配布等各種広報活動を通じて、これらが環境の保全に資することについての県民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めることとする。

なお、市町村においても国及び県の施策と相まって、普及及び啓発を図るよう努める必要がある。

2 発注者等に対する普及・啓発方策

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、県は、必要に応じて講習の実施、資料の提供その他の措置が講じられなければならない。

なお、市町村においても国及び県の施策と相まって、普及及び啓発を図るよう努める必要がある。

その他重要事項

1 費用の適切な負担

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

発注者の責務

発注者は、自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。

受注者の責務

受注者は自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。

また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担されることが必要である。

県及び市町村の役割

県及び市町村は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを全ての関係者に対し積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

2 有害物質等の発生の抑制等

関係者は、フロン類、非飛散性アスベスト、C C A 処理木材及びP C B 含有物などの有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図るため、建設資材廃棄物の処理等の過程において、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守する必要がある。